

東海発電所・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法^{※1}に基づき、東海発電所・東海第二発電所の原子力事業者防災業務計画^{※2}について、毎年の見直し検討を行うとともに修正案を取りまとめ、2020年6月9日から関係自治体との協議^{※3}を開始しました。
(2020年6月9日お知らせ済み)

その後、関係自治体との協議を踏まえて原子力事業者防災業務計画を修正し、本日、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ました。

当社といたしましては、今後とも、東海発電所・東海第二発電所の原子力防災対策に万全を期してまいります。

(参考)

協議を行った関係自治体
茨城県、東海村

※1：原子力災害対策特別措置法（原災法）

- ・1999年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、2012年6月に改正された。

※2：原子力事業者防災業務計画

- ・原災法第7条第1項に、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を作成すること及び毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第2項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。
原子力事業者防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

※3：関係自治体との協議

- ・原災法第7条第2項の規定に基づき、原子力事業者は原子力事業者防災業務計画を修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

添付資料：「東海発電所・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正
要旨

以 上

◆完本はこちら

- ・東海発電所 原子力事業者防災業務計画
- ・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画

「東海発電所・東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

原子力災害対策特別措置法第7条第1項に基づき、東海発電所・東海第二発電所の原子力事業者防災業務計画を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表します。

1. 修正年月日：2020年8月21日

2. 主な修正内容

| 章 | 内容 | 主要な修正事項 |
|-----------------------|---|---|
| 第1章 総則 | 原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等 | — |
| 第2章 原子力災害 事前対策 | 原子力災害に備え事前に行う体制の整備、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育及び訓練の実施等 | ○原子力規制庁からの要請に伴う、ERSS ^{※1} 伝送パラメータの追加 |
| 第3章 緊急事態 応急対策 | 緊急時活動レベル（EAL）により発生事象を連絡・通報した場合等の、迅速かつ円滑な応急対策を行うための施設の立上げ、連絡・通報、体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員派遣及び資機材の貸与等 | ○原子力災害対策指針等の改正に伴う、EAL ^{※2} 判断基準への反映 |
| 第4章 原子力災害 中長期対策 | 原子力緊急事態解除宣言があった以降の中長期対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員派遣及び資機材の貸与等 | — |
| 第5章 その他 | 他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣及び資機材提供等 | — |

※1：緊急時対策支援システム（ERSS：Emergency Response Support System）
原子力施設から常時伝送されるプラントパラメータ情報を受け、原子炉施設の状況を把握するための原子力規制庁のシステム

※2：緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）

原子力施設において異常事態が発生した際に、緊急事態を判断するために、原子力規制委員会が定めた基準であり、具体的な運用方法等については原子力事業者が決めている。緊急事態は、原子力施設の状態や公衆への放射線の影響等に基づき「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」および「全面緊急事態」の3つに区分され、発生した異常事態がどの区分になるかの判断をする際に用いられる。EALは原子力事業者防災業務計画に規定することになっている。

以上